

東根市建築物耐震改修促進計画

平成 2 0 年 7 月（策定）

平成 2 8 年 3 月（改定）

東 根 市

目 次

はじめに	3
1 目的	4
2 計画の位置づけ	
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画期間	5
(3) 対象建築物	5
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	
(1) 想定される地震の規模・被害状況	5
(2) 住宅の耐震化の現状と目標設定	8
(3) 市有建築物の耐震化と目標設定	10
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	11
(2) 所有者等、山形県、東根市、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方	12
(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	13
(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備	13
(5) 地震時の総合的な安全対策	13
(6) 優先的に着手すべき建築物等の設定	14
(7) 重点的に耐震化すべき区域の設定	14
5 改正法に伴うその他の促進策	
(1) 計画の認定及び区分所有建築物の認定	14
(2) 地震に対する安全性の表示制度	15

6	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及	
(1)	地震ハザードマップの作成・公表	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
(2)	相談体制の整備・情報提供の充実	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
(3)	パンフレット等の活用	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
(4)	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
(5)	家具の転倒防止策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
(6)	自治会との連携	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
7	所管行政庁との連携	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
8	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
	資 料 編	・ ・ ・ ・ ・ 1 8
○	東根市公共施設等の耐震化実施計画	・ ・ ・ ・ ・ 別添

はじめに

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、地震により 6,400 余名の尊い犠牲者と約 24 万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となりました。地震による直接的な死者数は 5,502 人で、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでありました。

さらに、平成 15 年 7 月の宮城県北部連続地震、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、そして平成 23 年 3 月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者 2 万人以上、全壊 12 万棟以上、半壊 27 万棟以上の大災害も発生しております。

山形県では、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会により「山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯等 4 断層帯の長期評価」が発表され、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード 7.8 クラスの大規模地震が今後 30 年以内にほぼ 0～7 % の確率で発生する可能性が指摘されております。県ではこの評価を始めとする県内 4 断層帯に係る国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施してきたところです。

こうした状況の中、国は平成 25 年 11 月に耐震改修促進法を改正し、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化と公表さらに表示制度の創設などにより、一層の耐震化を促進することとしました。

山形県においても法改正を踏まえ、平成 26 年度並びに平成 27 年度に「山形県建築物耐震改修促進計画」を改正しております。

本市においても、改正された「山形県建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、今後想定されている大地震に対する備えとして、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手された住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「東根市建築物耐震改修促進計画」を改正し、市民の安全・安心の確保に努めることとします。

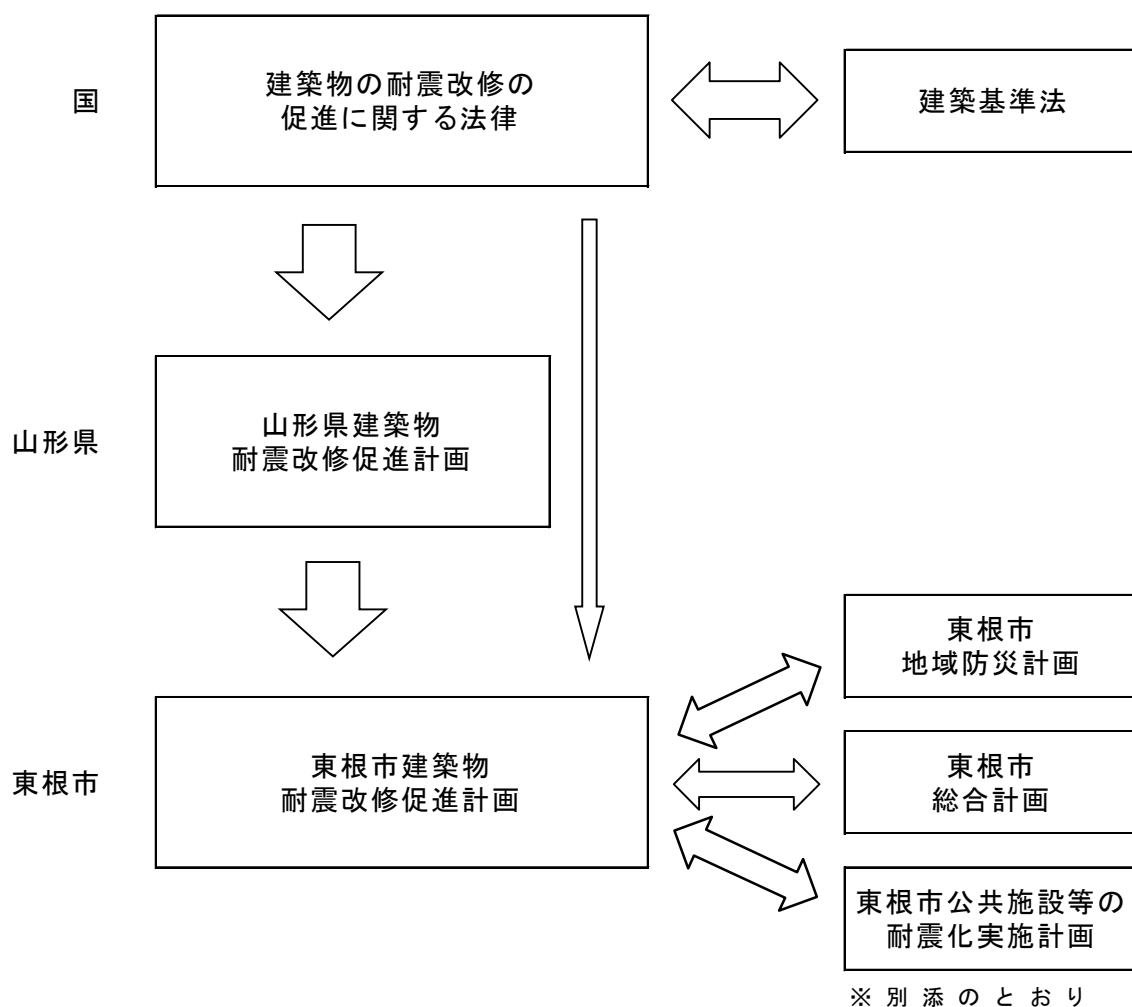
1 目的

「東根市建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、市民の人命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県と市が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的・計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

2 計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

- ・ 本促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条に基づき策定するものです。
- ・ 本促進計画は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）及び「東根市地域防災計画」等との整合性を図ります。



（２）計画期間

本促進計画の計画期間は、平成 20 年度から「県促進計画」期間の平成 32 年度までとし、東根市振興実施計画の進捗状況と合わせて検証し、必要に応じ目標や計画内容を見直すこととします。

（３）対象建築物

対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）より以前に建築された住宅・集会施設及び防災活動拠点施設等となる市所有の特定建築物（注 1）とします。（表－１）ただし、木造建築物については、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された建築物とします。

注 1）「耐震改修促進法」第 14 条に定める多数の市民等が利用する建築物（資料編 19 ページ）

表－１ 対象建築物一覧

対 象 建 築 物 の 分 類	内 容
住宅及び集会施設	・ 住宅（戸建住宅、併用住宅、共同住宅、長屋） ・ 集会施設（地区内の住民の社会教育的な活動・自治活動の目的の用に供する施設）
「東根市地域防災計画」、「東根市総合計画」に基づく防災上の重要な建築物のうち市有特定建築物	・ 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等） ・ 避難収容施設（小・中学校、体育館） ・ 福祉施設等

※上記以外の特定建築物については、所管行政庁（山形県）が指導及び助言を行います。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

（１）想定される地震の規模、被害状況

山形県内においては、山形盆地断層帯をはじめ、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び長井盆地西縁断層帯の 4 つの主要な断層帯が存在し、3 つの断層帯で阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード 7.5～7.8 クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されています。（表－２）

また、平成 15 年 6 月に地震調査研究推進本部の「日本海東縁部の地震活動の長期評価」において、「山形県沖の地震」の長期評価が公表されました。（表－３）

特に、山形盆地断層帯及び庄内平野東縁断層帯は、今後 30 年以内に発生する確率が 1～8 % 及び 0～6 % と全国の断層帯と比較しても高い数値で想定されています。

表－２ 想定地震の長期評価一覧

	地震の規模	位置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30年以内	100年以内	
庄内平野東縁断層帯	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	ほぼ0～6%	ほぼ0～20%	平成21年10月
新庄盆地断層帯	M6.9～7.1程度	新庄市～舟形町 鮭川村～大蔵村	東部 約22km 西部 約17km	0.6～5%	2～20%	平成23年5月
山形盆地断層帯	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	1～8%	4～20%	平成19年8月
長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	0.1%以下	平成17年2月
地震名 山形県沖の地震	M7.7程度	1833年の庄内沖 地震発生域	北側50km 南側70km	50年以内 ほぼ0%		平成15年6月

(山形県沖の地震以外は、県危機管理課資料による)

山形県が調査した、想定される地震における被害想定は表－３のとおりです。

表－３ 県内断層帯の被害想定調査結果一覧

	庄内平野東縁 断層帯	新庄盆地断層帯	山形盆地断層帯	長井盆地西縁 断層帯
(公表年月)	平成18年6月	平成10年3月	平成14年12月	平成18年6月
想定マグニチュード	M7.5	M7.0	M7.8	M7.7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,681棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
死 者	915人	110人	2,114人	1,706人
負 傷 者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避 難 者	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定

(県危機管理課資料による)

ア 地震の規模

山形盆地断層帯地震（マグニチュード 7.8）の際には、当市では震度が４～７が想定されています。

イ 人的被害及び建物被害の状況

山形盆地断層帯地震による当市の人的被害、建物被害の予測は表－４のとおりと想定されています。人的被害では、被害が最も大きくなる冬季早朝で死者 108 人、負傷者 1,054 人、建物被害では、冬季早朝夕方とも全壊 1,769 棟、半壊 2,380 棟と予測されています。

表－４ 東根市における山形盆地断層帯地震被害想定

項 目		発災ケース		
		冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間
人的被害	死者	89人 （0.2%）	108人 （0.25%）	68人 （0.15%）
	負傷者	925人 （2.1%）	1,054人 （2.5%）	773人 （1.8%）
	避難所生活者	4,728人 （10.8%）	4,709人 （11.0%）	3,996人 （9.1%）
建物被害	全壊	1,769棟 （9.7%）		1,433棟 （7.9%）
	半壊	2,380棟 （13.0%）		2,167棟 （11.9%）
	出火	18件	7件	2件
	建物焼失	20棟 （0.07%）	8棟 （0.05%）	2棟 （0.01%）

（東根市地域防災計画より）

(2) 住宅の耐震化の現状と目標設定

ア 現状

平成 25 年住宅・土地統計調査の結果から推定すると、市内には住宅総数 14,420 戸があり、その内、現行の耐震基準が適用された昭和 56 年 5 月 31 日以前（以下、「昭和 56 年以前」とする。）に建築に着手された住宅が 3,800 戸で全体の 26.4%を占めています。（表－5）

構造別では、木造住宅が 10,740 戸で全体の 74.5%と高い比率を占め、その中でも昭和 56 年以前に建築された木造住宅は 3,540 戸あり木造住宅の 33.0%を占め、木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっています。（表－5）

県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料耐震診断等の結果によると、昭和 56 年以前に建築された住宅であっても比較的耐震性があると推定されています。

このことから、木造住宅については、昭和 56 年以前に建築された 3,540 戸の内、耐震診断を実施すると耐震性があると考えられる国の推定値 12%で算定すると 420 戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる木造住宅は、昭和 56 年 6 月 1 日以降（以下「昭和 57 年以降」とする。）に建築に着手された 7,200 戸、平成 25 年住宅・土地統計調査で耐震改修を実施したと回答された 290 戸とを併せると 7,910 戸となり、耐震化率は 73.6%と推定されます。

非木造等の住宅は、表－5によると戸建住宅・共同住宅等を併せて 3,680 戸あり、昭和 56 年以前に建築された 310 戸の内、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値 76%で算定すると 240 戸の住宅が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和 57 年以降建築された 3,370 戸と併せて 3,610 戸となり、耐震化率は 98.1%と推定されます。

したがって、東根市の平成 25 年 10 月 1 日時点における住宅（木造・非木造含む）の耐震化状況については、昭和 57 年以降に建築された住宅 10,570 戸と昭和 56 年以前に建築された住宅で耐震診断により耐震性があると考えられる木造住宅 420 戸、非木造等 240 戸、耐震改修工事を実施した木造戸建住宅 290 戸の計 950 戸を併せると、耐震性があると考えられる住宅は 11,520 戸で、耐震化率は 79.9%と推定されます。（表－6）

表－５ 住宅の耐震化の現状（平成 25 年住宅・土地統計調査より）

（単位：戸）

建設年度	木造戸建住宅	左記以外の住宅	備考
昭和45年以前（～1970）	1,280	50	
昭和46年～昭和56年（1971～1981）※	2,230	240	
（昭和56年以前 小計）	3,510	290	3,800 （ 26.4%）
昭和56年～平成11年（1982～1999）	3,910	1,500	
平成12年～平成22年（2000～2010）	2,600	1,560	
平成23年～平成25年9月（2011～2013.9）	610	140	
（昭和57年以降 小計）	7,120	3,200	10,320 （ 71.5%）
不詳	110	190	300 （ 2.1%）
うち 昭和56年以前	30	20	
うち 昭和57年以降	80	170	
合 計	10,740	3,680	14,420 （100.0%）

表－６ 住宅の耐震化率の推定（平成 25 年住宅・土地統計調査より推定）

住宅総数 14,420戸		昭和56年6月以降 10,570戸	戸建て 7,200戸 共同住宅等 3,370戸	耐震性を満たす 11,520戸 79.9%
		昭和56年5月以前 3,850戸	戸建て 710戸 共同住宅等 240戸	
			戸建て 2,830戸 共同住宅等 70戸	耐震性不十分 2,900戸 20.1%

※昭和56年5月以前の住宅で耐震性を満たす住宅には、耐震改修工事又は壁・柱・基礎等の補強工事をした住宅を含む。

※共同住宅等には非木造建ての住宅を含む。

イ 目標

山形盆地断層帯地震による人的被害を抑制するため、山形県建築物耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を7年後（平成32年度）に95%とすることを目標とします。

平成25年度耐震化率	平成32年度耐震化率
79.9%	95%

平成25年度推計値		平成32年度目標	
住宅総数	14,420戸	約15,500戸	
うち耐震性あり	11,520戸（79.9%）	約14,725戸（95%）	
うち耐震性なし	2,900戸（20.1%）	約775戸（5%）	

※平成32年度の住宅総数は、第4次東根市総合計画の推計値による。

目標とする耐震化率95%を達成するためには、平成25年度推計値の耐震性なしの2,900戸から平成32年度目標値の耐震性なし775戸を差し引いた2,125戸の耐震改修等が必要となります。

（3）市有特定建築物の耐震化状況

ア 現状

災害時には、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用されます。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要なことです。

市有特定建築物については、平成26年度で全ての耐震改修工事が完了したことから、東根市有特定建築物の耐震化率は100%となっています。（表－7）

表－７ 市有建築物（特定建築物）の耐震化の状況

（単位：棟）

	建築物の総数 ①	昭和56年以前 の建築物 ②	昭和57年 以降の 建築物 ④	耐震性有 の建築物 ⑤ (③+④)	現状の耐震化率 (%) (⑤／①)
		うち耐震性有 ③			
小・中学校等	63	28 28	35	63	100.0
福祉施設等	1	0 0	1	1	100.0
庁舎等	1	0 0	1	1	100.0
市営住宅	5	1 1	4	5	100.0
体育館	2	0 0	2	2	100.0
合 計	72	29 29	43	72	100.0

４ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

（１）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに本市の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診断の結果の報告が義務化され、所管行政庁（県）により結果は公表されることとなりました。

このことから、市内の住宅・建築物の所有者・管理者（以下、「所有者等」）が自ら耐震化に努めることを基本としながら、本市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

（２）所有者等、山形県、東根市、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方

ア 所有者等の役割

所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努める必要があります。

イ 山形県の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとします。また、自ら所管する県有施設については、引き続き耐震診断及び耐震改修について、率先して取り組むものとします。

- ①県計画の改定、市町村計画改定への助言
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- ④耐震化に必要な技術者の養成
- ⑤市町村、建築関係団体との連携・調整

ウ 市の役割

市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災計画に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集に努め、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとします。

- ①市計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- ④木造住宅の耐震化に必要な技術者の養成

エ 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保に努め、行政と連携し耐震化の促進に努めるものとします。

- ①耐震化に必要な技術的な支援の実施
- ②情報提供、啓発等の実施

オ 所管行政庁の役割

所管行政庁（県及び山形市）は、改正法の適正な運用に努めることとし、住宅・建築物の耐震化状況の情報収集により、必要に応じて所有者等への指導・助言、指示又は命令等を行い、耐震化を促進することとします。

（３）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震化を促進するため、市が実施又は支援する耐震診断及び耐震改修事業について、県と協力・連携して円滑な事業推進に努めることとします。

また、耐震診断及び耐震改修に係る国等の支援制度や税制度の活用を図られるよう、所有者等への周知に努めることとします。（表－８）

表－８ 補助制度の概要

名 称	対 象 建 築 物 及 び 工 事 内 容	事業主体
東根市木造建築物耐震診断士派遣事業	市内に存する平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造在来軸組工法による木造平屋建て又は 2 階建ての住宅及び集会施設	東根市
東根市木造住宅耐震改修工事補助金交付事業 （山形県住宅リフォーム総合支援事業）	木造建築物耐震診断士派遣事業により耐震診断を行い、総合評点が 1.0 未満の住宅を 0.7 以上に耐震改修工事を行う住宅	東根市 ・ （山形県）
山形の家づくり利子補給制度	県の総合支庁等で耐震診断を行い、耐震性を満たしていないと判定された住宅の建替 （耐震建替・県産材使用）	山形県

（４）安心して耐震改修を行うことができる環境整備

市民が安心して相談や診断・改修を依頼できるよう、建築士の方を対象にした診断や改修設計技術の講習及び改修事業者に対しての講習会を実施し、技術の向上を図り、受講者の名簿を診断士登録や技術者紹介に活用できるようにします。

市の建築主務課に相談窓口を設置し、耐震化や専門家の情報提供等を行います。

（５）地震等の総合的な安全対策

ア 耐震相談窓口において、パンフレット等により、市民の耐震化への意識付けと耐震診断及び耐震改修への誘導を図ります。また、県と連携して町内会等への出前相談会を実施します。

イ 耐震診断士の養成や耐震改修工法講習会等を実施します。

ウ 地震時に建物は倒壊しないが、窓ガラスの落下や天井落下の危険性がある住宅・建築物の改修促進を図っていきます。

エ 既存コンクリートブロック塀等の安全性確保のために、改修が必要な塀等の所有者に改善を促すと共に、日頃の点検の重要性を啓発していきます。

(6) 優先的に着手すべき建築物等の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設、中でも学校、病院、庁舎等のうち法第14条に規定された特定建築物及び平成7年1月の阪神・淡路大震災で被害が集中した昭和56年5月以前に在来軸組み工法で建てられた戸建て木造住宅とします。

市有建築物については、原則として災害応急対策の実施・防災拠点、避難所、その他の順に、重要度、建設年次などの諸条件を勘案して耐震診断を行い耐震化に努めていきます。

(7) 重点的に耐震化すべき区域の設定

地域防災計画に位置付けされている緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道及び木造住宅が密集している地域とします。

5 改正法に伴うその他の促進策

(1) 計画の認定及び区分所有建築物の認定

耐震改修による増築が伴うものについては、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が可能となることから、その周知を図ることとします。

また、耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、区分所有建築物の共用部分が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることが可能となります。これにより、認定された区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する耐震改修のための決議要件について、 $\frac{3}{4}$ から $\frac{1}{2}$ に緩和されることから、その周知を図ることとします。

（２）地震に対する安全性の表示制度

住宅・建築物の所有者等は、所管行政庁より、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、その旨を表示することが可能となります。

表示制度の活用により、営業上の優位性が考えられますが、表示制度は任意であり表示が付されないことをもって、住宅・建築物の耐震性を有さないこととはならないことを利用者等に十分な理解が得られるよう留意し、その周知を図ることとします。

６ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

（１）地震ハザードマップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を市民に伝えることにより耐震化への意識を啓発する重要性があります。東根市においては、県が作成した県内４断層帯被害想定資料を活用し「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ（平成２５年改正）を作成し、公表するとともに必要に応じて更新を行います。

（２）相談体制の整備・情報提供の充実

住宅・建築物所有者が耐震化について相談する体制整備のため、市の建築主務課に相談窓口を設置しています。

相談窓口では、耐震診断及び耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については、協議会等専門機関の相談窓口を紹介します。

（３）パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修を図るための国、県等関係機関の作成するパンフレット等を活用するとともに、市独自の事業については新たにパンフレット等を作成し、市民へ耐震改修の周知に努めます。

（４）リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間に行うことが出来るなどの利点について普及を図ることにより、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行います。

(5) 家具の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して市民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取り組みについて普及啓発を図ります。

(6) 自治会との連携

自治会自主防災活動における一環として、住宅・建築物の地震対策も重要であり、地域全体の問題として建築物等の耐震化を捉え、県と協力して避難経路の危険ブロック塀の解消への取り組みについて協力要請を行うとともに、町内会公民館において映像や模型を活用して耐震化の必要性を強く訴えるための耐震相談会を実施します。

7 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があります。そのため、所管行政庁である県と十分調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていきます。

8 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- ① 県、市町村、及び建築関係団体等で組織する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」の活動に参加し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進します。
- ② 耐震性の高い住宅ストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るため普及啓発を行います。
- ③ 住宅全体の耐震化が困難と思われる老人世帯の住宅については、応急対策として、寝室または居間のシェルターによる補強や耐震ベッド・耐震テーブル等の設置により、家具の転倒防止や天井落下等の危険から身を守る対策も有効であることから普及啓発を行います。
- ④ 住宅の耐震化とともに、いざというときの保険として地震保険の加入の推進を図るため普及啓発を行います。
- ⑤ 地震時に倒壊の恐れがある老朽化した建築物等は、付近の家屋や人命に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対し除却や耐震化等の啓発を行います。

資料編

耐震改修促進法における規制対象一覧	・ ・ ・ ・ 19
関係法令	
（１）建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	・ ・ ・ ・ 20
（２）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	・ ・ ・ ・ 26
（３）建築基準法（抜粋）	・ ・ ・ ・ 29
（４）建築基準法施行令（抜粋）	・ ・ ・ ・ 30
山形県の活断層	・ ・ ・ ・ 31
東根市地震ハザードマップ	・ ・ ・ ・ 32

耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ、1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ、1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ、3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ、1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ、1,000㎡以上	階数1以上かつ、2,000㎡以上	階数1以上かつ、5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ、1,000㎡以上	階数3以上かつ、2,000㎡以上	階数3以上かつ、5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ、1,000㎡以上	階数2以上かつ、2,000㎡以上	階数2以上かつ、5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ、500㎡以上	階数2以上かつ、750㎡以上	階数2以上かつ、1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ、1,000㎡以上	階数3以上かつ、2,000㎡以上	階数3以上かつ、5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるもの

関係法令

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）（抜粋）

最終改正：平成26年6月4日法律第54号

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

5. 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
2. 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
3. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
4. 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
5. その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

1. 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
2. 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
3. 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするこ

とを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4. 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合、特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

5. 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 1. 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 2. 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 3. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 4. 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 5. その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 1. 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐

震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

2. 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

1. 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
2. その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
3. その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

1. 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2. 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3. その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧案して、必要な指示をすることができる。

1. 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
2. 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
3. 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
4. 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号) (抜粋)

最終改正：平成25年10月9日政令第294号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第2号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

1. 延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。)が10,000平方メートルを超える建築物
2. その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第51条(同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第 6 条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
2. 診療所
3. 映画館又は演芸場
4. 公会堂
5. 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
6. ホテル又は旅館
7. 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
8. 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

9. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 10. 博物館、美術館又は図書館
 11. 遊技場
 12. 公衆浴場
 13. 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 14. 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 15. 工場
 16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 17. 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 18. 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第 14 条第 1 号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
1. 幼稚園又は保育所 階数 2 及び床面積の合計 500 平方メートル
 2. 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第 8 号若しくは第 9 号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数 2 及び床面積の合計 1,000 平方メートル
 3. 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第 1 号から第 7 号まで若しくは第 10 号から第 18 号までに掲げる建築物 階数 3 及び床面積の合計 1,000 平方メートル
 4. 体育館 階数 1 及び床面積の合計 1,000 平方メートル
- 3 前項各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 14 条第 1 号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 7 条 法第 14 条第 2 号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

1. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）
 2. 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類又は同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類
 3. マッチ
 4. 可燃性のガス（次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）
 5. 圧縮ガス
 6. 液化ガス
 7. 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第 14 条第 2 号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態

における数量とする。)とする。

1. 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10 トン
 - ロ 爆薬 5 トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個
 - ニ 銃用雷管 500 万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令 別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30 トン
4. 危険物の規制に関する政令 別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
5. マッチ 300 マッチトン
6. 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
7. 圧縮ガス 20 万立方メートル
8. 液化ガス 2千トン
9. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 トン
10. 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200 トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

1. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
9. 博物館、美術館又は図書館
10. 遊技場

11. 公衆浴場
 12. 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 13. 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 14. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 15. 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 16. 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 17. 幼稚園又は小学校等
 18. 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 19. 法第 14 条第 2 号に掲げる建築物
- 2 法第 15 条第 2 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
1. 前項第 1 号から第 16 号まで又は第 18 号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計 2,000 平方メートル
 2. 幼稚園又は保育所 床面積の合計 750 平方メートル
 3. 小学校等 床面積の合計千 500 平方メートル
 4. 前項第 19 号に掲げる建築物 床面積の合 500 百平方メートル
- 3 前項第 1 号から第 3 号までのうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 15 条第 2 項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第 1 号から第 2 号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（3）建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号） （抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第 10 条 特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないも

のに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

(4) 建築基準法施行令(昭和25年11月16日号外政令第338号) (抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第1号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

1. 階数が5以上である建築物
2. 延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物

山形県の活断層

庄内平野東縁断層帯

位置・長さ	湯沢町～鶴岡市(線長) 約3.8 km
想定 マグニチュード	約M7.5
地震発生確率 (今後30年)	ほぼ0～6%

新庄盆地断層帯

位置・長さ	新庄市～舟形町 約1.1～2.3 km
想定 マグニチュード	約M6.6～M7.1
地震発生確率 (今後30年)	0.7～1%

山形盆地断層帯

位置・長さ	全体：大石田町～上山市 約6.0 km 北部：大石田町～寒河江市 約2.9 km 南部：寒河江市～上山市 約3.1 km
想定 マグニチュード	全体：約7.8 北部：約7.3 南部：約7.3
地震発生確率 (今後30年)	北部：0.002%～8% 南部：1%

長井盆地西縁断層帯

位置・長さ	朝日町～米沢市 約5.1 km
想定 マグニチュード	約M7.7
地震発生確率 (今後30年)	0.02%以下

平成19年8月24日
山形県総務部危機管理室資料より

東根市 地震ハザードマップ

東根市役所 総務課 TEL: 0237-42-1111

このマップは、東根市役所が作成したもので、東根市役所の責任で提供されています。

東根市では、今後発生する可能性のある地震について市民の理解に關心と知識を持っていただき、日頃から地震の備えをすすめていただくために、「地震ハザードマップ」を作成いたしました。図解ややさしいマップとは、地震の震源やマグニチュードと地震の震度とから震度を予測したものです。ご自宅の周辺や普段からよく行かれるところ、よく通られるところなどについて、想定された地震の揺れの大きさを確認していただくことができます。地震が発生した場合の対応についてご家族や周りの方々と話し合ってください。

凡例

市役所	消防署	交番	北村山公立病院	山形空港
-----	-----	----	---------	------

第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
-----------	-----------

地震と揺れの目安

3.5	4	4.5	5弱	5強	6弱	6強	7
かなりの揺れが感じられ、一部の人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。	多くの人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。	多くの人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。	多くの人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。	多くの人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。	多くの人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。	多くの人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。	多くの人は、身の不安を感じるようになる。家具が倒れることがある。

出典：『災害庁ホームページ』、『災害庁災害対策推進課』

想定した地震

本マップは、山形盆地断層帯での地震が発生した場合を想定したものです。「山形盆地断層帯」は、山形盆地の西縁に位置する活断層帯で、北村山断層帯から上山断層帯にかけて、ほぼ南北方向に伸びている長さ約10kmの断層帯です。政府の特別機関である地質調査所が推進本部では、全国的主要な活断層の長短評価を公表しており、山形盆地断層帯の長短評価を次のように発表しています。

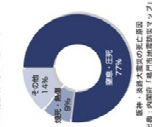
断層名	規模	位置	長さ	発生頻度
山形盆地断層帯	M7.8 (推定)	大田原市・上山町 (大田原市・上山町)	約10km (約10km)	約10年 (約10年)

出典：地質調査所研究推進本部



耐震化の重要性

一般に地震が発生した場合の被害は古い建築物ほど高くなりますが、本県住宅ではその傾向が特に顕著になります。古い耐震基準の建物（昭和56年以前）に建てられた家や、壁が薄い家など耐震性が低くなっているため、心当たりのある方は専門家による耐震診断を受けてください。地震対策の基本として「我が家の耐震性向上」は欠かせません。耐震性の向上についてさまざまな支援策がありますのでぜひご利用ください。



皆さんの生命や財産を守るためには、住宅・建物の耐震化が極めて重要です。

東根市ウェブサイト

● 耐震診断でもらった自分の家は安全であるかを診断しましょう。

耐震診断を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

- 1. 171227以降
- 2. 171227以降
- 3. 171227以降
- 4. 171227以降



ここに示した地図は、想定した地震による揺れの強さを示すもので、実際の揺れの強さや被害の程度は、実際の地震発生時の状況によって、異なる場合があります。

[illegible]

救出活動 負傷者や倒れている人を助け、救助活動を行います。	結核・救急活動 結核菌やウイルスが空気中に飛散するのを防ぐために、咳エチケットやマスクの着用をお願いします。
初期消火活動 火災防止のための初期消火活動や、火災発生時の初期対応を行います。	避難訓練 火災発生時の避難訓練を行います。避難経路の確認や、避難時の行動などについて学びます。
情報の収集・伝達 災害発生時の情報を収集し、関係機関や住民に伝達します。	医療救護活動 災害発生時の医療救護活動を行います。応急処置や、軽傷者の治療などを行います。

自主防災組織の役割

[illegible]

The image displays a variety of everyday household items organized into five distinct categories, each with a title and a grid of representative objects:

- 衣料品 (Clothing):** Includes items like a green jacket, a blue shirt, a pair of blue pants, a pair of white socks, a pair of white gloves, a pair of white shoes, a pair of white socks, and a pair of white shoes.
- 生活用品 (Household Items):** Includes a pair of white gloves, a pair of white socks, a pair of white shoes, a pair of white socks, a pair of white shoes, a pair of white socks, a pair of white shoes, and a pair of white socks.
- 食料品 (Foodstuffs):** Includes a bottle of water, a bottle of juice, a bottle of milk, a bottle of oil, a bottle of vinegar, a bottle of soy sauce, a bottle of ketchup, and a bottle of mustard.
- 衛生用品 (Hygiene Products):** Includes a bottle of hand sanitizer, a bottle of soap, a bottle of disinfectant, a bottle of toilet paper, a bottle of paper towels, a bottle of tissues, and a bottle of cotton swabs.
- 救急用品 (First Aid Supplies):** Includes a first aid kit, a bandage, a bandage, a bandage, a bandage, a bandage, a bandage, and a bandage.

食品品類

- ☐ レトルト食品（はんぺん、かまぼこ等）
- ☐ 調味料（しょうゆ、みそ、砂糖）
- ☐ 飲料（牛乳、日本茶）
- ☐ 日用品（歯ブラシ、洗剤）

※車庫内に注意し、よろしくお取り扱いください。

[illegible][illegible]

地震時の行動

- 自分の身を守る**
地震が起きたら、机の下や壁際の隅に身を隠し、机の上や壁際の棚にあるものを落とさないでください。
- 火の始末をする**
火が燃えている場合は、火を消すか、火の始末をします。
- 脱出口を確保する**
火が出た場合は、脱出口を確保し、安全な場所に避難します。
- 火が出たら初期消火**
火が出た場合は、初期消火を試みます。消火器や消火栓を使用します。

地震直後の行動

- 5. みんなの安全を確認**
地震が起きたら、まず自分の安全を確認し、周囲の安全を確認します。
- 6. 避難は早めに、みんなで協力しよう**
避難は早めに行い、みんなで協力して避難します。
- 7. 避難道は協力して、反急避難を**
避難道は協力して、反急避難を行います。
- 8. 正しい情報を知る**
正しい情報を知り、避難します。

地震後の行動

- 自分の身を守る**
地震が起きたら、机の下や壁際の隅に身を隠し、机の上や壁際の棚にあるものを落とさないでください。
- 火の始末をする**
火が燃えている場合は、火を消すか、火の始末をします。
- 脱出口を確保する**
火が出た場合は、脱出口を確保し、安全な場所に避難します。
- 火が出たら初期消火**
火が出た場合は、初期消火を試みます。消火器や消火栓を使用します。

地震直後の行動

- 5. みんなの安全を確認**
地震が起きたら、まず自分の安全を確認し、周囲の安全を確認します。
- 6. 避難は早めに、みんなで協力しよう**
避難は早めに行い、みんなで協力して避難します。
- 7. 避難道は協力して、反急避難を**
避難道は協力して、反急避難を行います。
- 8. 正しい情報を知る**
正しい情報を知り、避難します。

番 號	所 在 地	電話番号
警 察 110	東京都消防本部	42-0134
消防・救急 119	東京都消防本部(救急課)	42-1111
番 号	所 在 地	電話番号
山形県警	山形市中央一丁目2-5	0237-52-0110
山形県庁(総合支庁(保庁系))	山形市鶴岡通田町目5-1	0237-47-3600
山形市立公民館	東部市連郷通二丁目15-1	0237-42-2111
★山形県★	所 在 地	電話番号
東北地方(株)天竺製菓所	天竺町中央一丁目4-1	0120-175-3666
東部消防所(水環、下水環、三工)	東部中央一丁目1-1	0237-42-1111
東部消防所(二町一郡)立川衛生処理 組合(立川)	東部市立川通三丁目2038	0237-47-1321
東部市役所	東部市大字三丁目3丁目1-18	0237-48-4022
NTT日本山形支店	山形市本町一丁目7-54	023-621-9515
NTT日本	電話サービス(公営)に関する相談	113

[illegible]

東根市公共施設等の耐震化実施計画

平成25年12月

東 根 市

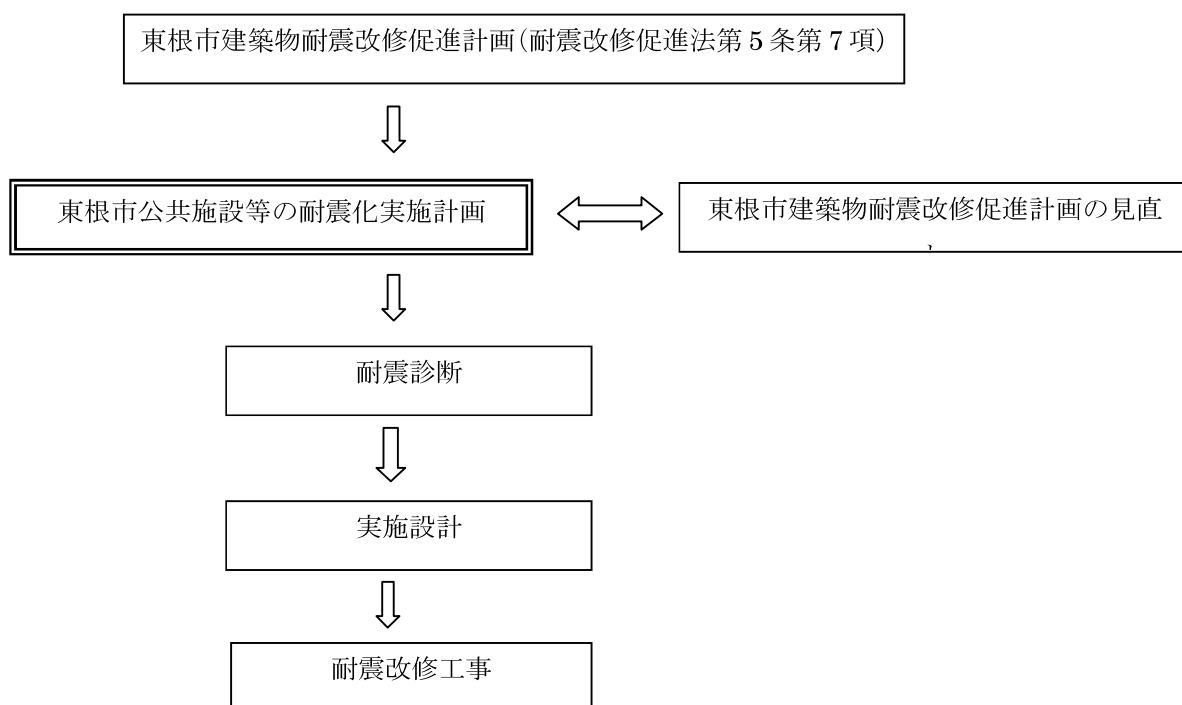
東根市公共施設等の耐震化実施計画

1 目 的

平成 20 年 7 月策定の「東根市建築物耐震改修促進計画」に基づき、特定建築物以外の市所有公共建築物について、耐震化を計画的に推進していく。

2 耐震化の推進

耐震化の実現のため、次の手順により事業を推進する。



3 対象建築物

対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）より以前に建てられた特定建築物以外の市所有の建築物とする。

4 対象建築物の現状

特定建築物以外の市所有公共建築物の現状は次のとおり（表 1）

施設名	建築物別用途	建設年	床面積㎡	構造	耐震化完了 (年度)
東根公民館	公民館	H24. 3	1256. 22	S2	H24. 3 工事完了
東郷公民館	公民館	H2. 12	781. 7	RC2	
高崎公民館	公民館	H3. 3	716. 59	RC2	
神町公民館	公民館	S56. 3	838. 07	RC3	～H28 年度
大富公民館	公民館	S61. 9	777. 05	S2	
小田島公民館	公民館	S58. 9	790. 46	S2	
長瀬公民館	公民館	S58. 3	755. 98	S2	
ひがしね保育所	保育所	H17. 4	1616. 10	RC 平	
神町保育所	保育所	S51. 2	450. 48	RC 平	※1
	機械室	S53. 2	24. 00	CB 平	
	便所	S53. 2	15. 54	木平	
さくらんぼ保育所	保育所	S53. 3	615. 76	RC 平	※1
	職員室	H10. 3	65. 00	軽量 S 平	
	保育所	H22. 4	75. 37	S 平	
大富保育所	保育所	S49. 4	655. 89	木平	※1
小田島保育所	保育所	S50. 3	644. 77	木平	※1
	保育所	H10. 3	6. 55		
東根児童センター	センター	S54. 3	569. 81	RC 平	※1
本郷児童センター	センター	S59. 3	299. 51	RC 平	
東郷児童センター	センター	S46. 4	314. 59	木平	H27 年度解体 新施設開所
	センター	S54. 12	72. 86	木平	
高崎児童センター	センター	S62. 3	473. 62	RC 平	
長瀬児童センター	センター	S56. 2	509. 69	RC 平	※1
東根児童館（おおけやき学童）	館（学童保育所）	S55. 3	657. 24	木平	※1
神町さくらんぼクラブ	学童保育所	H12. 12	322. 95	木 2	
タントスマイルクラブ	学童保育所	S52. 11	368. 09	木平	※1
小田島学童保育所	学童保育所	H13	ふれあい交流館内 木平		
高崎学童保育所	学童保育所	H21. 8	52. 92	S 平	
大森なかよしクラブ（×3）	学童保育所	H23. 3	266. 00（×3）	RC2	
大富学童保育所	学童保育所	S39	408	木 2	※1
東郷学童クラブ	学童保育所	H3	105. 00	木 2	H27 年度移転
旧東根公民館	その他	S53. 1	694. 03	S2	

※1 平成 26 年度子ども子育て支援事業計画と併せて検討

5 耐震化の現状

特定建築物以外の市所有公共建築物の耐震化は次のとおり（表2）（単位：棟）

区分	建築物の総数 ①	昭和 56 年以前 の建築物②	昭和 57 年以降 の建築物③	現状の耐震化 率（％）③／①
地域公民館	7	1	6	85.7
保育所	10	6	4	40.0
児童センター	6	4	2	33.3
児童館	1	1	0	0.0
学童保育所	7	2	5	71.4
その他	1	1	0	0.0
合計	32	15	17	53.1

6 耐震化の目標

本計画では、各施設の要改修建築物すべてにおいて耐震化率 100%を目標とし、構造耐震指標は木造以外の建築物（Is 値）0.7 以上（文部科学省）、0.6 以上（国土交通省）、木造建築物（Iw 値）1.0 以上を満たすよう耐震化を図る。

※本市の学校における構造耐震指標は 0.7

7 東根市建築物耐震改修促進計画の見直し

- （1）時間経過や社会環境の変化に合わせた文章表現等の修正
- （2）公共施設等の耐震化実施計画の内容を追加
- （3）公表

※公表により、補助事業等採択の可能性がある

8 実施設計

実施設計においては、山形県耐震判定委員会による補強設計の判定を受ける。

9 耐震化工事までのスケジュール

- （1）東根市公共建築物等の耐震化実施計画担当者会議の立ち上げ（庶務課） H23. 12
- （2）第1回担当者会議（現在の施設の現状と今後の進め方の説明：庶務課） H23. 12
- （3）第2回担当者会議（問題点等洗い出し：関係課）
- （4）〃（対象施設の耐震改修等の目標年次設定：関係課） H25. 11
- （5）東根市公共施設等の耐震化実施計画見直し（庶務課） H25. 12
- （6）東根市建築物耐震改修促進計画の見直し～公表（建設課） H25. 12～
- （7）耐震診断（所管課：子育て健康課） H26. 4～H27. 3
- （8）個別計画策定（所管課：子育て健康課） ※1
- （9）実施設計（所管課：子育て健康課） ※1
- （10）耐震化等工事（所管課） ※1

※1 平成 26 年度子ども子育て支援事業計画と併せて検討